

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により明日香村から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和五年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーエバグリーンあすか店

所在地 高市郡明日香村大字御園五番一ほか

二 明日香村から聴取した意見の概要

1 住民課

(1) 店舗等施設において排出される廃棄物に関して、環境負荷軽減の観点から可能な限り減量化に努めるとともに、リサイクルが可能な物については再資源化に配慮すること。

(2) 施設への来店者に対してもゴミの軽減の啓蒙啓発を行うとともに、施設及び周辺において環境美化に努め、美しい村づくりに寄与すること。

荷さばきや廃棄物収集作業について、早朝の作業の回避や作業時間を特定することで、作業時間の短縮等に努めること。

(3) 店舗に出入りする全ての車両に対してアイドリングストップの励行等、騒音・排気ガスを抑制する方策を講じ、周辺住居地域の生活環境に配慮すること。

2 総合政策課

(1) 立地される地域は、明日香村景観計画の国道沿道景観形成ゾーンに設定されており、明日香村の玄関口に相応しい歴史・文化の風格が感じられる沿道景観形成を行うこと。

(2) 交通の集中する飛鳥駅前交差点が立地される地域の近くにあるため、交通渋滞など円滑な交通が阻害されることにより、当該地域の住民や当該地域で行われている業務の利便を損なうことがないよう、駐車需要の充足や経路の誘導など、交通に係る配慮を行うこと。

3 地域づくり課

(1) 村道御園三号線出口専用は、村道旧奈良和歌山線から国道一六九号への通り抜け車両の経路となっており、特に退勤時間帯の交通量が多いため、安全への格段の配慮をすること。

- (2) 地点Cの無信号交差点では、村道御園・真弓一号線方面から村道旧奈良和歌山線への左折車両が多く、退場車両と交差により渋滞や接触の危険性が考えられるため、安全への格段の配慮をすること。

4 観光農林推進課

大規模小売店舗立地法第四条の指針について最大限遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和五年三月十日から同年四月十日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで